

連載⑫「私ども、在昔は奥羽の土民なり」に付く元右衛門の嘆願書（原文）

乍恐奉歎願候口上書

一 一昨辰年八月 元右衛門より供奉願書奉差上候節 由緒有増奉申上候通り 私共類村義在昔は奥羽之土民に御座候 尤其辺総而被為称東夷 王化に不奉復者も有之 遂に日本武尊御征伐被為在之 其御凱陣之砌 御連歸り扈從候處 伊勢神宮に被為留置 夫より當時之帝御鳳闕左右に被為近候事 日本書紀とも御座候

一 応神帝国境を御定玉ひし時 針間国神崎郡瓦村崗辺にて青菜の其川上より流れ下るを伊許自分命を以て御求遊候處 日本武尊に復歸しものに付 帝更に尊之前功を御思慕被為在之命を以て姓佐伯之直を賜ひ 其復歸しもの君と被遊候由 姓氏録等に相見へ 其時より佐伯部と相成候様奉存候

一 仁徳帝御時御憎しみを蒙り五ヶ国へ散乱其後 安康帝皇子之帳内 私等祖先佐伯部仲子近江国来田綿蚊屋野に供奉終に忠死仕候事も御座候 且仁賢帝御代 国郡に散亡之佐伯部を御捜求被為在候事も書記に相見へ申候

一 猶又古より今に至り小法師と相唱へ 私村内より平常兩人或は三人 御用多端に向ひ候時は八人迄相詰め 御苑の掃除役被為仰付刻 御築地内に部屋被下置 日々同所へ出勤 御扶持方頂戴 其外年始八朔は未明より麻上下にて御紋付箱提灯を為持式礼 献上物いたし被下物も御座候 又於御奏者所に青緋銭三貫文 又於長橋御局に白木綿一疋是を拝領 且御台所にては御雑煮頂戴 七日七草餅十五日には小豆粥 其外五日六日十四日には穂長汁頂戴 尚又例年冬季には箒料として銀六十七匁七分被下置其他 諸家様御献上米等有之候得ば一々御配分も仰付猶五節句には御酒肴 御亥の子には御玄猪箱入りの牡丹餅花栗其外とも頂戴仕 御煤払之節は忝 内殿の御前にて御式被為在候而 厚おかべ味噌懸豆腐土器にて八枚銘々に下賜り候 其砌にも御酒も被下之候得共 私共一同の者右同様被下物等 相願候儀には無御座候猶又 御大礼之節 吉凶とも被下物御座候

一 年頭之節 小法師より奉差上候藁箒之儀は御殿内において例年正月二日早朝 御式被為在候 御飾付の御一品に相備り候承り候由 尤も是迄年始八朔には献上物いたし候者数家御座候得共 昨巳の春より多分御廃止に相成然る處 右小法師より奉差上候藁箒之儀は旧例之通献上仕候様御沙汰に付 不相替献納仕候 然る處 昨巳冬御沙汰有之候には例年正月二日奉差上藁箒之内 御上様へ献上いたし候七つ子と唱へ候分 東京に御回はしに相成候間 十二月十二

日迄可奉差上様下為仰付 日限無相違献納仕候 猶其外五つ子と唱へ候分は例年之通り正月二日早朝献上仕候儀に御座候

一 諸国神祭には旧例を以て間々私共類村のもの二衣を着罷出候儀に御座候 是等往昔の余風残り有之候儀かと相見へ申候 右之通に御座候處 私共類村のもの多分殺業を嗜み来り然る處仏説御国内に蔓延候時より世上専ら殺生を悪み終に足利御執政の比 誰となく穢多の字を付候様成り行候由 且閑田耕筆には穢多と唱ふは餌取りし字とに之又 和名抄には屠者恵止利と記し人倫漁獵之部に加へ御座候 然而時は穢多と申は屠者にて則 方今之漁師にて他にも有之候を穢多と申候へば人外異物之如く賤められ 殊は市交も追々衰微仕候は実に残念の至と類村共何れも悲観罷在候 前条之通往昔は佐伯部と迄被仰付 自分微功相立て候を近年は穢多と迄汚名を受け 方今上を犯し下を妨げ凶暴悪戾も無之 却て式は仁義忠孝之心を勉励仕候ものも有之候へ共 市中の交も絶果候様成り行き歎敷奉存候 然る處今般御復古難有も衆庶の御撫育を專一に被為遊 感戴至極 殊に旧弊御一洗の折柄 私共類村に至而迄素より神州の生民に候處却て穢多の名有之候は何共歎敷奉存 合獸類皮角の品取扱渡世仕候者も御座候得共 是又乍恐御国用的一端にも相成可申哉 且田舎向きにては多分農業而已にて右様之品取扱いたし候もの一向無御座候 何卒如往古穢多の名分を省き士民同様に御取扱被為下度 伏而奉歎願候 万の一御容許被為成下候はば一統何れも蘇生致し候心地にて御高恩猶如何許り歟 難有仕合に可奉存候 以上

明治三庚午年正月廿日

山城国愛宕郡蓮台野村

年寄 元右衛門

京都

御政府様

※出典※ 嘆願書の内容は、大和同志会の機関誌『明治之光』第二卷第七号（一九一三年七月十五日発行）に採録、掲載された。『明治之光』は散逸しており、兵庫部落問題研究所が一九七七年に『明治之光』の復刻版を発行した。この原文は復刻版（国立国会図書館蔵）に基づいて採録した。

※注※ 原文は漢文調で記されており、句読点はない。採録にあたっては、読みやすいように筆者の判断で適宜、一文字空けにした。漢字の旧字体は「總而」「被爲稱」「應神」「國境」「飭付」をそれぞれ「総而」「被為称」「応神」「国境」「飾付」とするなど、多くを当用漢字に改め

たが、「歎願(たんがん)」「處(ところ)」「歎(か)」など一部は原文のまま旧字にした。「書記」は「書紀」の誤記か誤植と思われるが、そのまま採録した。

【用語注】

- ▽一昨辰年 一昨年の辰(たつ)年、慶応四年(一八六八年)のこと。同年九月(旧暦)、明治に改元された。
- ▽供奉(ぐぶ) 行幸などのお供をすること
- ▽有増(あらまし) 概要
- ▽東夷(とうい) 東方の異民族。ここでは古代東北の蝦夷(えみし)を指すと考えられる。
- ▽日本武尊(やまとたけるのみこと)、伊弉自分命(いこじわけのみこと)については現代語訳の用語解説を参照。
- ▽砌(みぎり) 「とき」あるいは「ころ」
- ▽扈從(こじゅう) 付き従うこと
- ▽處(ところ) 当用漢字では「処」だが、この字は旧字のまま残した。
- ▽鳳闕(ほうけつ) 皇居の門
- ▽針間(はりま) 国 播磨の国
- ▽姓佐伯之直 佐伯の直(あたい)という姓(かばね)
- ▽姓氏録(しょうじろく) 平安時代の氏族名鑑である「新撰姓氏録」の略称
- ▽帳内(とねり) 皇族や貴族に仕えた官人。同じ読みで舍人とも記す。
- ▽佐伯部仲子(なかちこ) 雄略天皇に謀殺された市辺押磐皇子(いちのべのおしはのみこ)の警護役。皇子とともに殺害された。別名、佐伯部売輪(うるわ)
- ▽来田綿(くたわた)、蚊屋野(かやの) ともに滋賀県内の地名
- ▽小法師(こぼし) 御所の植栽・掃除役
- ▽八朔(はっさく) 旧暦の八月一日
- ▽麻上下(あさがみしも) 麻布で作った袴(かみしも)
- ▽奏者所(そうしゃどころ) 天皇への奏上を取り次ぐ所
- ▽青緡銭(あおざしせん) 青く染めた麻のひもでくくった銭。下賜する際に使った。
- ▽長橋局 宮中の女官長
- ▽一疋(いっぴき) 二反(にたん) 分の布地
- ▽穂長汁(ほながじる) 切り干し大根と油揚げの味噌汁
- ▽亥の子 旧暦十月の収穫の祝い
- ▽玄猪(げんちよ) 箱 十文字に水引をかけた箱
- ▽忝(かたじけなくも) 分に過ぎるとの謙遜

- ▽おかべ 宮中言葉で豆腐のこと
- ▽二衣 (ふたつぎぬ) 平服の下に着る二枚重ねの衣服
- ▽閑田耕筆 江戸後期の随筆
- ▽餌取 (えとり) 鷹狩に使うエサを調達した人たち
- ▽和名抄 (わみょうしょう) 平安時代の辞書「和名類聚抄」の略称
- ▽方今 (ほうこん) 現在、今時
- ▽悪戻 (あくれい) 悪者
- ▽而已 (のみ) 「已」だけでも「のみ」を意味する。
- ▽如何許り歟 (いかばかりか)
- ▽難有仕合 (ありがたきしあわせ)